令和3年度 常総市公共交通活性化協議会

第2回会議資料

令和3年6月

目次

報告第1号	令和2年度事業報告について	… 1ページ
認定第1号	令和2年度歳入歳出決算について	··· 2ページ
議案第1号	令和3年度事業計画(案)について	⋯ 4ページ
議案第2号	令和3年度歳入歳出予算(案)について	··· 5ページ
議案第3号	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助]金•
	地域公共交通計画による認定申請について	··· 6ページ
議案第4号	利便増進実施計画の策定について	··· 7ページ
議案第5号	規約改正(案)について	··· 8ページ
(参考)常約	総市公共交通活性化協議会規約	··· 9ページ
(参考)常約	総市公共交通活性化協議会委員名簿	…13 ページ

令和2年度事業報告について

期日	会 場	区分	会議等の内容
令和 2 年 7 月 9 日 ~ 7 月 22 日	書面審議	第 1 回 会議	・協議会委員の変更について ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・令和元年度事業報告について ・令和元年度歳入歳出決算について ・令和2年度事業計画(案)について ・令和2年度歳入歳出予算(案)について ・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について ・規約改正(案)について
10月1日~	I	ふれあい 号	・事業者廃業に伴う車両数の変更 (セダン 6 台→セダン 5 台)
10月6日	常総市役所	第2回 会議	・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・地域公共交通計画の策定について
11月17日	常総市役所	第3回 会議	・地域公共交通計画の策定について 計画(素案)について 前回意見への対応状況について
令和3年 1月6日 ~ 1月15日	書面審議	第4回 会議	・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について ・地域公共交通計画の策定について
3月23日	常総市役所	第5回会議	・地域公共交通計画の策定について パブリックコメントの結果について 計画の承認について

令和2年度歳入歳出決算報告について

歳入の部 (単位:円)

科 目	予算現額	収入済額	増減額	説明
1負 担 金	36, 096, 000	24, 516, 621	△11, 579, 379	常総市負担金
2補 助 金	1, 000	8, 757, 000	8, 756, 000	地域公共交通確保維持改善事業 費補助金
3運賃収入	7, 423, 000	5, 452, 500	△1, 970, 500	運賃収入
4雑 入	1, 000	112	△888	預金利子
合 計	43, 521, 000	38, 726, 233	△4, 794, 767	

歳出の部 (単位:円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	説 明
1会 議費	35, 000	10, 500	24, 500	委員長謝礼 (会議開催3回分)
2事 務 費	90, 000	42, 570	47, 430	資料郵送代,振込手数料等
3事業費	43, 366, 000	38, 673, 163	4, 692, 837	車両借り上げ料 27,882,375 予約センター運営費 10,760,538 運行記録票作成費 30,250
4予 備 費	30, 000	0	30, 000	
合 計	43, 521, 000	38, 726, 233	4, 794, 767	

収入済額 38,726,233 円 支出済額 38,726,233 円 差引残金 0 円

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和2年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和3年 5月27日

監 事 身体障がい者福祉協議会会長



令和3年 5月2月

監 事 常総市商工会事務局長



令和3年度事業計画(案)について

【基本方針】

- 1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
- 2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態,運賃,及び料金等のほか, 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー補助)に関する協議及び国への認定申請を行う。また、地域公共交通計画に基づき実施した事業に対する評価を行う。

2. 地域公共交通利便増進実施計画の策定に係る協議

市民の買い物・通院など日常生活、また市外からの観光・出張等での来訪に対応した公共交通ネットワークを構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通利便増進実施計画策定に係る検討・協議を行う。また、計画策定に係る地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関する協議及び国への認定申請などの対応を行う。

令和3年度歳入歳出予算(案)について

歳入の部 (単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
1 負 担 金	36,744,000	36,096,000	648,000	常総市負担金 36,744,000 円
2 補 助 金	2,768,000	1,000	2,767,000	国補助金※
3 運賃収入	3,720,000	7,423,000	△3,703,000	
4 雑 入	1,000	1,000	0	預金利子等
合 計	43,233,000	43,521,000	△288,000	

[※]補助金については、現在交付決定を受けているものについてのみ計上しています。

歳出の部 (単位:円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
1 会 議 費	35,000	35,000	0	会長謝礼 7,000 円×5回分
2 事 務 費	90,000	90,000	0	資料郵送代,振込手数料等
3 事 業 費	43,078,000	43,366,000	△288,000	車両借上料 25,200,000円 予約センター運営費 11,614,000円 協議会運営諸費 196,000円 利便増進計画策定費 6,068,000円
4 予 備 費	30,000	30,000	0	
合 計	43,233,000	43,521,000	△288,000	

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画による認定申請について

解説

予約型乗合交通ふれあい号は、常総市外へ運行する関東鉄道常総線や路線バスといった幹線交通に接続する支線、つまりフィーダー線という要件を満たしており、運行経費に対する赤字補てんとして補助を受けております。<u>補助申請を関東運輸局へ提出するにあたり、ふれあい号の運行を当協議会で認定するため内容をご審議いただくものです。</u>内容につきましては以下のとおりです。

計画概要

【期間】

· 令和 3 年 10 月 1 日~令和 4 年 9 月 30 日 (運行日数 240 日)

【目標】

- ・1 日あたり平均利用者数:71 人
- 収支率: 11.0%以上
- ・利用者 1 人あたり市負担額:1,967 円以下
- ※常総市地域公共交通計画に基づいた数値目標です。

【目標達成に向けた事業と実施主体】

・市広報紙や HP. パンフレット等を活用した利用促進(市)

【国庫補助上限額】

- •11,699,000円
- ※詳細につきましては資料1(申請様式)をご覧ください

利便増進実施計画の策定について

解説

前回(4.26)の会議にて、コミュニティバスにつきましては、

- ①有償での運行
- ②水海道、石下の2ルート
- ③水海道・石下市街地から鬼怒川西部地区への運行という方向性で承認されました。

これらをふまえ、コミュニティバスの運行及び市内公共交通網の再編を具体化させるため、 利便増進実施計画を策定いたします。策定にあたり、以下のとおり<u>コンサルタント会社に調</u>査・分析業務を委託いたします。

<u>発注者は市ではなく当協議会のため、業務委託にあたり委員の皆さまのご承認をいただき</u>ます。ご承認いただきましたら、事務局にて手続きを進めさせていただきます。

業務委託概要

【発注者】

常総市公共交通活性化協議会

【契約方法】

• 指名競争入札

【指名競争入札予定業者】

- ・(株)ケー・シー・エス
- ・ランドブレイン(株)
- ・八千代エンジニヤリング(株)
- パシフィックコンサルタンツ(株)
- セントラルコンサルタント(株)
- ※上記5社は公共交通に関する業務実績があるとともに、常総市の入札参加資格を保有しています。

【その他】

- ・策定にあたっては、国庫補助(地域公共交通調査等事業)を活用いたします。
- ※令和3年5月28日交付決定済み。
- ※業務委託内容につきましては、資料2(仕様書)をご覧ください

規約改正(案)について

第4条について、(11) の接続詞を修正するとともに、第5条について、<u>委員の任期を年</u>度単位での2年といたします。

承認いただきますと現在の任期は、令和2年度~令和3年度(R4.3.31)となります。

常総市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表(改正部分のみ抜粋)

改正(案)	改正前
常総市公共交通活性化協議会規約	常総市公共交通活性化協議会規約
第1条 ~ 第3条 略	第1条 ~ 第3条 略
(協議会の委員) 第4条 物業会の委員は地に担ばる老し、95 1 円内で収集さ	(協議会の委員) 第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織す
第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。	第4米 励機式の安員は低に拘ける在とし、20八以内で組織する。
(1) 市民又は公共交通の利用者の代表	(1) 市民又は公共交通の利用者の代表
(2) 常総市議会の代表者	(2) 常総市議会の代表者
(3) 学識経験者	(3) 学識経験者
(4) 国及び県の関係行政機関の代表者	(4) 国及び県の関係行政機関の代表者
(5) 鉄道事業者	(5) 鉄道事業者
(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
(7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者	(7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
(8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者	(8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織す	(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織す
る団体の代表者	る団体の代表者
(10) 商工会の会長又はその指名する者	(10) 商工会の会長又はその指名する者
(11) 市長 <u>又は</u> 市長が指名する市職員	(11)市長 <u>及び</u> 市長が指名する市職員
(12) その他市長が必要と認める者	(12) その他市長が必要と認める者
(任期)	(任期)
第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度	第5条 委員の任期は <mark>2年</mark> とし,再任を妨げない。ただし,補欠
3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増	により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
 期間とする。	
2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、そ	2 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわ
の職務を行う。	らず,平成22年3月31日までとする。
第6条 ~ 第17条 略	第6条 ~ 第17条 略
附則	附則
この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。	この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。
附 則	
この規約は、令和 3年 6月25日から施行する。	

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は,道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき,地域における需要に応じた住民生活に必要なバス,タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため,地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は,事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
 - (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態,運賃,及び料金等に関すること
 - (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

- 第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。
 - (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
 - (2) 常総市議会の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
 - (5) 鉄道事業者
 - (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
 - (7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
 - (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (10) 商工会の会長又はその指名する者

- (11) 市長及び市長が指名する市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成2 2年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き,委員の互選によって選出する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき 又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応 じ協議会に幹事会を置くことができる。 2 幹事会の組織,運営その他必要な事項は,会長が別に定める。

(分科会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査,検討を行うため, 必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織,運営その他必要な事項は,会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成,現金の出納その他財務に関し必要な事項は,会 長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則

は,会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年10月30日から施行する。 附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。 附 則

この規約は、平成30年 6月18日から施行する。 附 則

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。 附 則

この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。

常総市公共交通活性化協議会委員名簿

令和3年6月14日現在

No.	選出区分	選出団体,役職等	氏名	備考
1	市民又は公共交通利用者の代表	女性団体じょうそう事業委員会副会長	海老原和子	
2	市民又は公共交通利用者の代表	自治区長連絡協議会長	篠崎孝之	
3	市民又は公共交通利用者の代表	常総地区交通安全母の会連合会長	秋 場 ふ ぢ	
4	市民又は公共交通利用者の代表	身体障がい者福祉協議会会長	尾上孝俊	監事
5	市民又は公共交通利用者の代表	シルバークラブ連絡協議会会長	髙橋智子	副会長第
6	常総市議会の代表者	常総市議会議員	倉 持 守	
7	常総市議会の代表者	常総市議会議員	遠藤章江	
8	学識経験者	筑波大学 システム情報系社会工学域教授	鈴 木 勉	会長
9	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	
1 0	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	
1 1	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県政策企画部交通政策課長	中 村 浩	
1 2	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県常総工事事務所長	浦和振	
1 3	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県常総警察署交通課長	大 郷 秀 樹	
1 4	鉄道事業者	関東鉄道㈱常務取締役鉄道部長	宮島宏幸	
1 5	一般乗合旅客自動車運送事業者の代 表者	関東鉄道㈱常務取締役自動車部担当	武 藤 成 一	
1 6	一般貸切旅客自動車運送事業者の代 表者	㈱アイヤマ観光代表取締役	相山隆司	
1 7	一般乗用旅客自動車運送事業者の代 表者	茨城県ハイヤー・タクシー協会県西地区会長 (有)三妻タクシー代表取締役	松村仁志	
1 8	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体の代 表者	関東鉄道労働組合執行委員	谷田部 正 利	
1 9	商工会の会長又はその指名する者	常総市商工会事務局長	浅 野 実 成	監事
2 0	その他市長が必要と認める者	常総市社会福祉協議会事務局長	細 谷 悟 志	
2 1	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人 筑波キングス・ガーデン理事長	宇都宮 和 子	
2 2	市長及び市長が指名する市の職員	市長公室長	小 林 昭 仁	
2 3	市長及び市長が指名する市の職員	福祉部長	堀 洋 信	
2 4	市長及び市長が指名する市の職員	産業振興部長	小島裕治	
2 5	市長及び市長が指名する市の職員	都市建設部長	戸塚勇	